

## 1. 令和 6 年度の内部統制について

### 1. 地方自治法に基づく内部統制

地方自治法第 150 条の規定に基づく内部統制の取組として、令和 2 年度より財務に関する事務について取組を実施している。

(1) 整備の対象となる事務（整備対象事務）として、総務局が示す選定方法により抽出される、「想定される不適切な事態が起こる可能性が高い事務」から内部統制責任者が対象事務を選定

- ① 局所管施設の改修・維持補修等に伴う工事請負の契約事務及び経費の支出（保全監理課）
- ② 賃貸地に係る契約事務及び賃貸料の収納事務（管財課）
- ③ 請負工事発注に係る契約事務及び経費の支出（設備課）
- ④ 局所管建築物の新・増改築及び補修等に伴う工事請負の契約事務及び経費の支出（保全監理課）

(2) 前年度、不適切な事態が発生し「不備あり」となった事務のうち、整備対象事務として内部統制責任者が選定

- ① 建設機械借入及び道路維持作業車長期借入にかかる経費の支出（施設管理課）
- ② 港湾施設使用料等（入港料含む）の調定・請求に係る事務（海務課）

### 2. 不適切な事態の報告

内部統制の取組として、不適切な事態が生じた場合には内部統制責任者において内部統制の自己評価を実施したうえで、総括内部統制責任者へ報告している。

令和 5 年度に発覚した不適切な事態      7 件

(不適切な事態が生じる主な背景)

- ① ルールや根拠を確認せず、前例のみで事務処理を行う
- ② 担当者任せになっており、組織としてのチェック機能が働いていない
- ③ 疑問に思うことや困ったことがあっても上司や周りに相談せず進める

**【参考 令和5年度の選定事務】**

上記（1）による選定事務

- ① 局所管施設の改修・維持補修等に伴う工事請負の契約事務及び経費の支出（保全監理課）
- ② 北港テクノポート線インフラ部整備に関する年度協定書（2023年度）にかかる経費の支出（計画課）
- ③ 賃貸地に係る契約事務及び賃貸料の収納事務（管財課）
- ④ 請負工事発注に係る契約事務及び経費の支出（設備課）
- ⑤ 所管不動産の随意契約による賃貸及び同収益の収入（販売促進課）

上記（2）による選定事務

- ① 臨港緑地管理に伴う物品買入に係る経費の支出（施設管理課）
- ② 事務物品買入にかかる経費の支出（施設管理課）
- ③ 安全衛生管理物品買入にかかる経費の支出（施設管理課）